

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

平成21年 6月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道庁本庁舎清掃業務（8階から12階まで及び塔屋に限る。） 一式
- (2) 落札を決定した日
平成21年 3月19日
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社東洋実業
イ 住 所 札幌市中央区北6条西22丁目2番7号
- (4) 落札金額
6,930,000円
- 2(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
ア 北海道庁別館庁舎清掃業務（3階から5階まで） 一式
イ 北海道庁別館庁舎清掃業務（6階から8階まで） 一式
ウ 北海道庁別館庁舎清掃業務（9階から12階まで） 一式
- (2) 落札を決定した日
平成21年 3月19日
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社サニー美装工業
イ 住 所 札幌市白石区菊水5条2丁目2-5
- (4) 落札金額
ア 2,929,500円
イ 2,929,500円
ウ 2,929,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成21年 1月30日付け北海道告示第64号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道総務部総務課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第448号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する

目 次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（総務部総務課）	49
○特定調達契約に係る入札の公告……………（総務業務センター）	49
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………（試験研究機関改革推進室）	51
○水域利用調整区域の指定……………（防災消防課）	51
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課）	53
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……………（農業支援課）	53
○土地改良事業の施行の同意……………（農業施設管理課）	53
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	54
○知事権限に係る保安林の指定（2件）……………（治山課）	54
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	54
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	55
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	55
○道路の供用の開始……………（道路課）	57
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	57
○海岸保全区域の指定の一部改正……………（砂防災害課）	57
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	58
道教育庁空知教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	60
道公安委員会規則	
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	62
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	62
告 示	
北海道告示第447号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	

協定の適用を受ける。

平成21年6月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1台分に係る1月当たりの単価）
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 36台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成21年10月1日から平成25年9月30日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 電子入札に関する事項 この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、事前の申込みにより、紙の手続による参加を認める。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

4 入札執行の日時等

- (1) 入札開始日時 平成21年7月27日（月）午前9時
- (2) 入札書提出締切日時 平成21年7月29日（水）午後3時
ただし、紙により提出する場合で持参によるときは、次の開札場所に開札予定日時に提出すること。送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成21年7月28日（火）まで必着とする。
- (3) 開札場所 北海道総務部行政改革局総務業務センター
- (4) 開札予定日時 平成21年7月30日（木）午後3時

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの売買 200台

イ 予定時期 平成21年7月ころ

- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成21年1月16日付け北海道告示第30号

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 電子入札システム上及び北海道総務部行政改革局総務業務センター
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総務部行政改革局総務業務センターのホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sgc/bpk/contents/bdt.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1台分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1台分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 入札参加申請書の提出

- (1) 提出の時期 電子による場合は、平成21年6月19日から同年7月17日までのうち、開庁日及び土曜日の午前8時から午後11時まで。ただし、同年6月19日は午前9時から、同年7月17日は午後5時まで。

紙による持参の場合は、平成21年6月19日から同年7月17日までのうち、日曜日及び土曜日を除き、毎日の午前9時から午後5時まで。ただし、同年7月17日は午後3時まで。

紙による送付の場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成21年7月16日まで必着とする。

- (2) 提出場所 電子入札システム上及び北海道総務部行政改革局総務業務センター

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1台分に係る1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター イ 所在地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011－204－5076 11 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 36 1 set B. Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., July 29, 2009 (Mailed bids must arrive no later than July 28, 2009) C. Contact point of notice : General Service Administration Center, Bureau of Administrative and Financial Reform, Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan Phone : 011-204-5076 北海道告示第449号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成21年6月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 地方独立行政法人北海道立総合研究機構人事給与管理システム開発委託業務 一式 2 落札を決定した日 平成21年6月8日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社H B A (2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8 4 落札金額	38,850,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成21年4月28日付け北海道告示第333号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道総務部行政改革局試験研究機関改革推進室 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道告示第450号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成21年6月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 地方独立行政法人北海道立総合研究機構財務会計システム開発業務 一式 2 落札を決定した日 平成21年6月8日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道 (2) 住 所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地 4 落札金額 36,487,500円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成21年4月28日付け北海道告示第334号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道総務部行政改革局試験研究機関改革推進室 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道告示第451号 北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）第18条の規定により、次の水域を水域利用調整区域に指定した。 平成21年6月19日 北海道知事 高 橋 はるみ
---	--

1 おたるドリームビーチ海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市道大浜海水浴場通線の北西方向延長線（以下「基線」という。）と海岸線が交差する地点から新川河口方向へ海岸線に沿い150mの地点

(B点) A点から基線に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(C点) 基線と海岸線が交差する地点から星置川河口方向へ海岸線に沿い950mの地点

(D点) C点から基線に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成21年 6 月27日から同年 8 月31日まで

2 サンセットビーチ銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目56番地東端境界線の北西方向延長線（以下「基線1」という。）と海岸線が交差する地点から小樽市街方向へ海岸線に沿い90mの地点

(B点) A点から基線1に平行する直線上の沖合方向170mの地点

(C点) 小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線（以下「基線2」という。）と海岸線が交差する地点

(D点) 基線2上で、C点から沖合方向170mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成21年 7 月4日から同年 8 月31日まで

3 銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等

の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北北西方向延長線（以下「基線」という。）と海岸線が交差する地点

(B点) 基線上で、A点から沖合方向170mの地点

(C点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い480mの地点

(D点) C点から基線に平行する直線上の沖合い170mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成21年 7 月4日から同年 8 月23日まで

4 蘭島海水浴場、蘭島観光海水浴場、水産動植物増殖施設水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L及びM点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市蘭島1丁目338番地4と小樽市蘭島1丁目339番地1の境界線（以下「基線1」という。）と海岸線が交差する地点

(B点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い500mの地点

(C点) 小樽市蘭島1丁目102番地4と小樽市蘭島1丁目102番地7の境界線（以下「基線2」という。）と海岸線が交差する地点

(D点) 基線2上で、C点から沖合方向350mの地点

(E点) 小樽市蘭島1丁目97番地と国有地の境界線（以下「基線3」という。）と海岸線が交差する地点

(F点) 基線3で、E点から沖合方向150mの地点

(G点) 基線2上で、C点から沖合方向150mの地点

(H点) B点から基線1に平行する直線上の沖合方向100mの地点

(I点) 小樽市蘭島1丁目332番地2と小樽市蘭島1丁目333番地5の境界線（以下「基線4」という。）と海岸線が交差する地点

(J点) 基線4上で、I点から沖合方向350mの地点

(K点) 基線1上で、A点から沖合方向400mの地点

(L点) A点から余市方向へ海岸線に沿い180mの地点

(M点) L点から余市方向へ海岸線に沿い200mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止 (3) 期間 平成21年7月10日から同年8月23日まで 5 浜中・モイレ海水浴場水域 (1) 区域 おおむね次のA、B、C、D、E及びF点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域 (A点) 余市町道旧役場線東方向延長線（以下「基線」という。）と海岸線が交差する地点から余市川河口方向へ海岸線に沿い20mの地点 (B点) A点から基線に平行する直線上の沖合い100mの地点 (C点) 基線と海岸線が交差する地点からヌッチ川河口方向へ海岸線に沿い150mの地点 (D点) C点から基線に平行する直線上の沖合い100mの地点 (E点) C点からヌッチ川河口へ海岸線沿いに330mの地点 (F点) E点から基線に平行する直線上の沖合い100mの地点 (2) 制限又は禁止される行為 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止 (3) 期間 平成21年7月18日から同年8月16日まで 6 銭函ヨットハーバー (1) 区域 おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域 (A点) 小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線（以下「基線1」という。）と海岸線が交差する地点 (B点) 基線1上で、A点から沖合方向170mの地点 (C点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北北西方向延長線（以下「基線2」という。）と海岸線が交差する地点 (D点) 基線2上で、C点から沖合方向170mの地点 (2) 制限又は禁止される行為 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使	用して行われるレクリエーション活動の禁止 (3) 期間 平成21年6月27日から同年8月31日まで 7 石狩浜海水浴場 (1) 区域 おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域 (A点) 石狩市道2丁目線の北西方向延長線（以下「基線」という。）と海岸線が交差する地点から石狩河口方向へ海岸線に沿い800mの地点 (B点) A点から基線に平行する基線上の沖合80mの地点 (C点) 基線と海岸線が交差する地点から東埠頭方向へ海岸線沿い100mの地点 (D点) C点から基線に平行する直線上の沖合80mの地点 (2) 制限又は禁止される行為 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止 (3) 期間 平成21年7月11日から同年8月23日まで 北海道告示第452号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成21年6月10日、空知川上流土地改良区の定款の変更を認可した。 平成21年6月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道告示第453号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、東和土地改良区の行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。 その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成21年6月23日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成21年6月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道告示第454号
---	---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成21年6月9日、せたな町の行う土地改良（目名地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金〔基盤整備〕（農業用排水施設））事業の施行に同意した。

平成21年6月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第455号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成21年6月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完了年月日
黎 明	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水）	平成20.12.10
同	同（暗きょ）	同 20. 5.23
同	同（客土）	同 19. 6.11
南 学 田	同（区画整理）	同 20.12.10
同	同（農業用排水施設、暗きょ排水）	同 21. 1.30
同	同（農業用道路）	同 19.10.29
常 福	同（区画整理、農業用排水施設）	同 19. 7.25
伊 藤 沼	同（区画整理、農業用排水、暗きょ）	同 20.11.28
月形西部	同（農業用排水施設）	同 20.11.10
同	同（暗きょ排水）	同 20. 1.10
三 軒 屋	ほ場整備〔担い手育成型〕（区画整理）	同 20. 9. 8
長 沼	新農業水利システム保全整備	同 21. 1.30
御茶の水	地域水田農業支援排水対策特別（農業用排水）	同 21. 2.16
向 東	農免農道整備	同 20.11.28

北海道告示第456号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成21年6月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 幌泉郡えりも町字歌別627の5・628の2・字庶野118の1・119の6（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 水源のかん養

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第457号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成21年6月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 幌泉郡えりも町字歌別627の5・628の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 魚つき

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第458号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年6月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡上ノ国町字宮越332の8・332の16・332の22・332の24・333の2（以上5筆について次の図に示す部分

に限る。)、332の6、332の7、333の3 (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 ㊦ 次の森林については、主伐は、択伐による。 字宮越332の6・332の7・332の24(以上3筆について次の図に示す部分に限る。) ㊧ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ㊨ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ㊩ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡美深町字仁宇布506の2(次の図に示す部分に限る。) (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 ㊦ 主伐に係る伐採種は、定めない。 ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 3(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡日高町字豊郷279の1地先(国有林。次の図に示す部分に限る。) (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 ㊦ 主伐は、択伐による。 ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 4(1) 保安林予定森林の所在場所 様似郡様似町字冬島1006(国有林。次の図に示す部分に限る。) (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備	(3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 ㊦ 主伐は、択伐による。 ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第459号 森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 平成21年6月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件変更予定保安林 利尻郡利尻富士町(次の図に示す部分に限る。) の所在場所 2 保安林として指定された目的 風害の防備 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び利尻富士町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第460号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。 平成21年6月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡上ノ国町(次の図に示す部分に限る。)
---	--

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 空知郡中富良野町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

中富良野町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 新冠郡新冠町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

新冠町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 新冠郡新冠町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件変更予定保安林 帯広市・河東郡上士幌町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

帯広市・上士幌町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

6(1) 指定施業要件変更予定保安林 帯広市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

7(1) 指定施業要件変更予定保安林 釧路郡釧路町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
8(1) 指定施業要件変更予定保安林 釧路郡釧路町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、釧路町（次の図に示す部分に限る。）
（2）保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに帯広市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成21年6月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 和訓辺上渚滑線	紋別市上渚滑町和訓辺290番地先から紋別市上渚滑町和訓辺79番地先（一般国道273号交点）まで	平成21. 6. 19

北海道告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年6月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道				
2	路 線 名	夕張新得線				
3	道路の区域					
区	間	変更前後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国道等との重複区間	
勇払郡占冠村507番1地先から		前	19.61mから	240.00m	—	
勇払郡占冠村507番1地先まで			114.68mまで			
		後	39.80mから	240.00m	—	
			119.30mまで			

北海道告示第463号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。
平成21年6月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

3 後志檜山沿岸海岸保全区域の表後志檜山沿岸の(10)島牧海岸の島牧村の項海岸保全区域の欄中5の事項を次のように改める。
5 次の基点①の地点から基点③までの各点を順次に結ぶ線、基点①の地点と補点①を結ぶ線、補点①から補点⑧までを順次に結ぶ線及び基点③と補点⑧を結ぶ線によって囲まれた区域
基点① 3級基準点H20-43（世界測地系座標 X=-138,726.680、Y=-8,845.244）から方向角244度15分58秒の方向127.654mの地点
基点② 基点①から方向角240度23分40秒の方向53.985mの地点
基点③ 基点②から方向角235度38分53秒の方向203.993mの地点
基点④ 基点③から方向角334度23分35秒の方向4.119mの地点
基点⑤ 基点④から方向角251度56分26秒の方向58.612mの地点
基点⑥ 基点⑤から方向角272度33分50秒の方向32.997mの地点
基点⑦ 基点⑥から方向角309度48分46秒の方向30.502mの地点
基点⑧ 基点⑦から方向角309度49分45秒の方向10.898mの地点
基点⑨ 基点⑧から方向角309度49分40秒の方向62.734mの地点
基点⑩ 基点⑨から方向角299度48分23秒の方向38.606mの地点
基点⑪ 基点⑩から方向角279度46分47秒の方向38.620mの地点
基点⑫ 基点⑪から方向角259度44分39秒の方向38.586mの地点

基点⑬ 基点⑫から方向角239度43分26秒の方向38.616mの地点
基点⑭ 基点⑬から方向角219度40分59秒の方向38.605mの地点
基点⑮ 基点⑭から方向角199度40分13秒の方向38.591mの地点
基点⑯ 基点⑮から方向角99度35分04秒の方向6.781mの地点
基点⑰ 基点⑯から方向角196度59分55秒の方向10.508mの地点
基点⑱ 基点⑰から方向角239度54分05秒の方向7.053mの地点
基点⑲ 基点⑱から方向角189度35分37秒の方向26.839mの地点
基点⑳ 基点⑲から方向角215度40分28秒の方向12.175mの地点
基点㉑ 基点㉑から方向角179度06分09秒の方向19.792mの地点
基点㉒ 基点㉒から方向角183度10分56秒の方向14.411mの地点
基点㉓ 基点㉓から方向角189度34分30秒の方向37.279mの地点
基点㉔ 基点㉔から方向角100度44分55秒の方向3.003mの地点
基点㉕ 基点㉕から方向角189度38分56秒の方向22.254mの地点
基点㉖ 基点㉖から方向角194度20分14秒の方向13.851mの地点
基点㉗ 基点㉗から方向角295度21分36秒の方向8.209mの地点
基点㉘ 基点㉘から方向角223度00分43秒の方向19.324mの地点
基点㉙ 基点㉙から方向角226度49分52秒の方向20.690mの地点
基点㉚ 基点㉚から方向角229度37分09秒の方向174.941mの地点
基点㉛ 基点㉛から方向角227度03分03秒の方向19.501mの地点
基点㉜ 基点㉜から方向角222度45分45秒の方向28.960mの地点
基点㉝ 基点㉝から方向角213度34分15秒の方向18.263mの地点
基点㉞ 基点㉞から方向角204度07分16秒の方向13.236mの地点
基点㉟ 基点㉟から方向角190度42分52秒の方向8.208mの地点
補点① 基点①から方向角002度00分00秒の方向170.000mの地点
補点② 基点⑤から方向角355度00分00秒の方向91.000mの地点
補点③ 基点⑫から方向角358度00分00秒の方向134.000mの地点
補点④ 基点⑳から方向角273度00分00秒の方向100.000mの地点
補点⑤ 基点㉑から方向角310度00分00秒の方向80.000mの地点
補点⑥ 基点㉒から方向角314度00分00秒の方向95.000mの地点
補点⑦ 基点㉓から方向角310度49分49秒の方向122.882mの地点
補点⑧ 基点㉔から方向角297度36分13秒の方向19.171mの地点

支 庁 告 示

北海道十勝支庁告示第74号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年 6 月19日

北海道十勝支庁長 竹 林 孝

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

貨物兼乗用自動車 1 台（交換契約により貨物兼乗用自動車 1 台を相手方に供し、乗用自動車 1 台を当該契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成21年 9 月 7 日

(4) 納 入 場 所 北海道十勝支庁長が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第 8 号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年 6 月19日から同年 7 月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080－8588 帯広市東 3 条南 3 丁目
北海道十勝支庁地域振興部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道十勝支庁地域振興部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 帯広市東 3 条南 3 丁目 十勝合同庁舎 4 階 B 会議室（送付に

よる場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁地域振興部総務課)

(2) 入札日時 平成21年8月5日 午前11時(送付による場合は、同月4日までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 自動車の賃貸借 10台 一式

(2) 予定時期 平成22年2月ころ

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量110グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、北海道十勝支庁地域振興部総務課に申し込むこと。

また、十勝支庁入札等の情報のホームページ(<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikei/nyusatu-info.htm>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道十勝支庁地域振興部総務課

(2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155-27-8508

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured : Car Quantity 1

B. Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., August 5, 2009

(If mailed, bids must arrive no later than August 4, 2009)

C. Contact point of notice : Administrative Division, Department of Regional Promotion,
Tokachi Subprefectural Office, Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro,
Hokkaido, 080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

北海道釧路支庁告示第1号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年6月19日

北海道釧路支庁長 田中正巳

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ロータリー除雪車 1台

交換契約によりロータリー除雪車1台(200PS)を契約の相手方に供し、ロータリー除雪車(2.2m/2,300t)1台を当該契約の相手方から調達する。

イ 除雪トラック 2台

交換契約により除雪トラック2台(10t級(6×6)(A)G1W1台及び10t級(6×6)(S)G1W1台)を契約の相手方に供し、除雪トラック2台(10t級(6×6)(S)G散布装置1台及び10t級(6×6)(S)G1W1台)を当該契約の相手方から調達する。

アからイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成21年11月30日(月)

(4) 納入場所

ア ロータリー除雪車(2.2m/2,300t) 北海道釧路土木現業所根室出張所

イ 除雪トラック(10t級(6×6)(S)G散布装置) 北海道釧路土木現業所弟子屈出張所

ウ 除雪トラック(10t級(6×6)(S)G1W) 北海道釧路土木現業所中標津出張所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(4) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年 6 月19日（金）から同年 7 月10日（金）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町 6 番10号
北海道釧路土木現業所企画総務部総務課管財係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路土木現業所企画総務部総務課管財係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 釧路市双葉町 6 番10号 北海道釧路土木現業所 3 階大会議室
（送付による場合は、郵便番号 085-0006 釧路市双葉町 6 番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課管財係）

(2) 入 札 日 時 平成21年 7 月29日（水）午後 2 時（送付の場合は、29日午前中に必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の 1 の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4 に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、

(1)あてに申し込むこと。

また、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を(1)あてに電話等で申し込むこと。（連絡先は 9 に記載のとおり）

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の 2 の(2)のア及び 3 の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課管財係

(2) 所 在 地 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町 6 番10号

電話番号 0154-23-6114

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be purchased :

(a) Rotary Snow Remover (Rotary plow length 2.2 meters, Maximum snow removing capacity : 2,300 tons per an hour class) Quantity 1

(b) Snow removing truck (10tons class, 6wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and a cryoprotectant scatter device : 1 Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow : 1) Quantity 2

B. Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., July 29, 2009

C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs

Department, Kusiro District Public Works Management Office, 10-gou, 6-ban, Futabachou, Kusiro, Hokkaido, 085-0006 Japan.

Phone : 0154-23-6114

道教育庁空知教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第19号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年 6 月19日

北海道教育庁空知教育局長 上 田 充

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1 月当たりの単価）

- ア パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 84台（普通科高等学校用）
イ パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 83台（職業科高等学校用）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 「入札説明書」及び「要求仕様書」による。
- (3) 納 入 期 限 平成21年9月1日（火）
- (4) 納 入 場 所
ア 北海道深川西高等学校、北海道月形高等学校
イ 北海道美唄聖華高等学校、北海道新十津川農業高等学校
- (5) 契 約 期 間
ア 平成21年9月1日から平成27年8月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
イ 平成21年9月1日から平成26年8月29日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成21年6月19日から7月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局企画総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁空知教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁1階会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課）
- (2) 入 札 日 時
ア 平成21年7月31日（金）午前10時（送付による場合は、同月30日（木）までに必着）
イ 平成21年7月31日（金）午前11時（送付による場合は、同月30日（木）までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予想される物品等の名称、数量及びその入札の告示の予定時期
- (1) 名 称 及 び 数 量
ア パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 84台（普通科高等学校）
イ 総合文書処理装置の賃貸借 一式 22台（職業科高等学校）
- (2) 予 定 時 期 平成21年11月ころ
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵送料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、北海道教育庁空知教育局企画総務課に申し込むこと。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の単価（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課

(2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市 8 条西 5 丁目
電話番号 0126-20-0132

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

- a Personal Computer 84 1 set
- b Personal Computer 83 1 set

B. Bid tendering date and time :

- a 10:00 A.M. july 31, 2009
- b 11:00 A.M. july 31, 2009

(If mailed, bids must arrive no later than july 30)

C. Contact point of notice : Accounting Division, General Affairs Department, Sorachi District

Bureau of Education, Hokkaido Office of Education 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa,
Hokkaido, 068-8550, Japan
Phone : 0126-20-0132

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 6 月19日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第10号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第10条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号ア(ア)中「幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）1人を幼児用座席に」を「幼児用座席に幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）1人を」に改め、同号ア(イ)中「の者」の次に「1人」を加え、同号ア(ロ)を同号ア(カ)とし、同号ア(ウ)中「第48条の13第1項」を「第48条の14第2項」に改め、同号ア(エ)を同号ア(オ)とし、同号ア(イ)の次に次のように加える。

- (ウ) 16歳以上の運転者が、幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。）の幼児用座席に幼児2人を乗車させている場合
- (エ) 16歳以上の運転者が、幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に幼児1人を乗車させ、かつ、4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合

附 則

この規則は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第166号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年 6 月19日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 オンラインネットワーク端末装置の賃貸借 一式73組（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成21年10月 1 日から平成27年 9 月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第 8 号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 調達をする賃借物品に関し、迅速な保守体制が整備されていること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年 6 月19日（金）から同年 7 月22日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部総務部会計課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道警察本部総務部会計課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部 1 階入札会場 (送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部会計課) (2) 入 札 日 時 平成21年 7 月31日 午前10時 (送付 (書留郵便等)に限る。) による場合は、同月30日午後 5 時までに必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4 に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒 (あて先を明記したもの) 及び重量100グラムに見合う郵送料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、北海道警察本部総務部会計課に申し込むこと。 また、北海道警察のホームページ (http://www.police.pref.hokkaido.jp/) からダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号) 第151条第 1 項の規定により定めた予定価格 (1 月当たりの単価) の制限の範囲内で最低の価格 (1 月当たりの単価) をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。 9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、 次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目	電話番号 011-251-0110 内線2236 10 Summary A. The nature and quantity of products to be procured : Personal Computer for Online Network 73 1 set B. Bid tendering time and date : 10 : 00 A.M., July 31, 2009 (If mailed,bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 30, 2009.) C. Contact point of notice : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan. Phone : 011-251-0110 Ext.2236
---	---

